

**介護予防・日常生活支援総合事業
多様なサービス 実施のしおり
【訪問型サービスA】**

令和6年（2024）4月

出雲市医療介護連携課

目 次

1. 介護予防・日常生活支援総合事業とは	3
2. サービスの対象者	5
3. 訪問型サービス A の内容・基準・単価等	6
4. 訪問型サービス A の運営等に係る留意事項について	8
5. 訪問型サービス A の事業所指定について	8
6. 関連する要綱等について	9

このしおりは、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）において、令和6年4月から実施する「訪問型サービス A」について、その実施概要についての理解を深めることを目的として、サービス提供事業所向けに作成するものです。

なお、サービスの基準や単価等の詳細については、「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」および「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」を確認してください。サービスコードについては、出雲市ホームページで公開しています。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業とは

高齢者人口の増加による介護保険給付費の増加と、介護保険サービスにかかる人材不足等へ対応するため、介護保険法改正により、平成 27 年から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）が導入され、地域の実情に応じたサービスを市が設計・実施できることとなりました。

出雲市では、平成 29 年 4 月から総合事業を開始し、利用者の状態像に応じて多様なサービスを提供できる体制を整備しています。

総合事業は、支援の担い手を幅広く確保し多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、また、高齢者が要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができるよう、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行うことを目的としています。

(1) 国が示す総合事業の内容(出雲市未実施の事業も含む)

このしおりに
関連するサービス

○介護予防・生活支援サービス事業

事業	内容
訪問型サービス (第1号訪問事業)	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供 《従前の訪問介護相当サービス、多様なサービス(訪問型 A、B、C、D)》
通所型サービス (第1号通所事業)	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供 《従前の通所介護相当サービス、多様なサービス(通所型 A、B、C)》
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防 ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう ケアマネジメント

○一般介護予防事業

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防 普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動 支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防 事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

(2) 出雲市で実施する訪問型サービスの類型

出雲市では、介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービス(第1号訪問事業)は、次のものを実施します。

○訪問型サービスの種類と概要

	従前の 訪問介護	多様なサービス			
種別	訪問介護従前相 当サービス	訪問型 サービスA (緩和した基準に よるサービス)	訪問型 サービスB (住民主体による サービス)	訪問型 サービスC (短期集中予防サ ービス)	訪問型 サービスD (移動支援サービ ス)
内容	身体介護、 生活援助	<u>身体介護を伴わない、身の回りの生活援助</u> (掃除、洗濯、調理、買い物など恒常的に必要なもの)	身体介護を伴わない、身の回りの生活援助 (掃除、洗濯、調理、買い物など恒常的に必要なもの)	対象者宅を訪問し、自宅内での日常生活動作等の改善が図られるよう専門職が助言、指導等を実施 (3～6か月間)	介護予防・生活支援サービスと一体的に行う移動支援、移送前後の付き添い支援
実施方法	事業所指定	事業所指定	実施団体への補助	委託	実施団体への補助
提供者	訪問介護員 (ヘルパー)	訪問介護員、 所定の研修修了者 等	ボランティア 団体等	保健・医療の専門 職	道路運送法に基づ く登録・許可を有 するボランティア 団体

(事業実施中)

(事業実施中)



令和6年(2024)4月から新設・事業開始

2. サービスの対象者

(1) 対象者

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次のとおりです。

- 要支援者…介護保険の要支援1・2の認定を受けた人
- 事業対象者…65歳以上の人で、基本チェックリストを使用し、事業対象者と判定された方
- 継続利用要介護者…要支援者等のときから訪問型サービスA・B・D、通所型サービスAを受けていたもののうち、継続的に同サービスを受ける要介護者

(2) 訪問型サービスの類型ごとの対象者像

訪問により生活援助を行うサービスには、訪問介護従前相当サービス、訪問型サービスA、訪問型サービスBがありますが、利用者の日常生活自立度等から、ケアマネジャーが適切なサービスを判断します。

※対象者の状態像によるサービス類型の区分は下記のとおりとしています。

	種類		状態像
従前型	訪問介護従前相当サービス (従前型サービス)	要支援1, 2 事業対象者	障がい高齢者の日常生活自立度がA2以上の重度 または 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb以上の重度の者 身体介護を伴う訪問サービスの提供が必要な者
多様なサービス	訪問型サービスA (緩和した基準)	要支援1, 2 事業対象者 継続利用要介護者	障がい高齢者の日常生活自立度がA1以下の軽度 または 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以下の軽度の者
	訪問型サービスB (住民主体)	要支援1, 2 事業対象者 継続利用要介護者	障がい高齢者の日常生活自立度がJ2以下の軽度 または 認知症高齢者の日常生活自立度がI以下のほぼ自立の者
	訪問型サービスC (短期集中予防)	要支援1, 2 事業対象者	生活機能等の改善に向けた訪問による介護予防の取組が必要と認められる者であって、短期間の支援により改善が期待でき、サービス終了後はセルフケアの継続や通いの場等の住民主体の活動等への移行が見込まれる者
	訪問型サービスD (移動支援)	要支援1, 2 事業対象者 継続利用要介護者	通院及び買い物等の移動支援や、市に登録されている通いの場(高齢者ふれあいサロンを除く)及び通所型サービス利用に係る送迎が、アセスメントにより必要と認められる者

上記をまとめると、下表のようになります。

障がい高齢者の日常生活自立度	J1, J2	A1	A2~	
認知症高齢者の日常生活自立度	I	Ⅱ, Ⅱa	Ⅱb	Ⅲ~
従前型				訪問介護従前相当
多様なサービス			訪問型 A	
	訪問型 B			
	訪問型 C、訪問型 D			

3. 訪問型サービスAの内容・基準・単価等

(1) 訪問型サービスの内容・基準(事業所指定)

名称	訪問型サービスA(緩和した基準)
サービス内容	訪問介護員等の専門職や <u>所定の研修修了者(*1)</u> が、 <u>身体介護(入浴、排泄、服薬介助等)を含まない身の回りの生活援助</u> を提供
人員基準	① <u>管理者(*2)</u> 1人以上 ② <u>従業者</u> 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修過程修了者、生活援助従事者研修過程修了者、 <u>所定の研修修了者(*1)</u> など】 ③ <u>サービス提供責任者(*3)</u> 1人以上 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上従事した介護職員初任者研修修了者、 <u>5年以上従事した所定の研修修了者(*1)</u> など】
設備 (*4)	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画(事務室・相談スペース) ②必要な設備・備品

*1 市が実施する訪問型サービスAの従事に係る生活援助員研修の修了者をいう。

*2 支障がない場合、他の職務や他事業所等の職務に従事可能。

*3 支障がない場合、他の職務や同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。

*4 訪問介護従前相当サービスと一体的に実施する場合には、設備の共有が可能。

※詳細は「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を参照してください。

(2) 訪問型サービスの単価・サービスコード等（事業所指定分）

(R6.4時点)

訪問型サービスA(緩和型した基準)	
算定単位	1月あたり
単位	<p>○要支援1・2、事業対象者(要支援1・2からの移行者のみ)、継続利用要介護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回程度：1月につき 941単位 ・週2回程度：1月につき1,879単位 <p>○要支援2、継続利用要介護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週3回程度：1月につき2,982単位
加算等	<p>① 特別地域加算（所定単位の25%程度）</p> <p>② 中山間地域等における小規模事業所加算（所定単位の20%相当）</p> <p>③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（所定単位の15%相当）</p> <p>【加算について】</p> <p>①～③の各加算の対象地域については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号。)の例による。加算率については、出雲市独自の設定である。</p> <p>なお、③については、当該サービス提供事業所の通常の事業の実施地域内の対象者へ、サービスを行った場合においても加算することができる。</p>
サービスコード	A 3（国保連経由で審査・支払い）
利用者負担	1割
限度額管理	<p>支給限度額 要支援1・事業対象者 50,320円</p> <p>要支援2 105,310円</p>

* 日割り算定 月途中の契約の開始、終了については、契約日、契約解除日を起算日として算定

* サービスコードは、出雲市のホームページに掲載しています。

（掲載場所：総合メニュー > 市民の方 > 情報を探す/場面から探す > 高齢者・介護）

「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)関連」)

4. 訪問型サービスAの運営等に係る留意事項について

(1)個別計画表の作成について

介護予防サービス・支援計画に基づき個別計画表を作成してください。個別計画表の期間は、介護予防サービス・支援計画に合わせてください。

また、作成した個別計画表を計画作成者に速やかに提出してください。

(2)実績報告及び支払について

実績報告(サービスの提供状況等)については、計画作成者に対して、サービス提供月の翌月の計画作成者の指定する期日までに提出してください。

サービス費については、島根県国民健康保険団体連合会を經由しサービス費を支給します。

(3)評価について

事業者は、サービス開始時及び適宜、利用者の生活状況の評価を行い、事業実施に伴う評価を検証します。なお、事業実施に伴う評価の検証は、個別計画表に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は行ってください。

評価表(巻末※資料1)は、介護予防サービス・支援計画期間終了後、計画作成者に速やかに提出してください。

(4)契約書及び重要事項説明書

総合事業によるサービスの提供にあたっては、保険給付と同様に利用者との契約関係に基づきサービスの提供が行われるため、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となります。

事業者は、利用者に対して重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上で、契約書を締結してください。

(5)清潔の保持・健康状態の管理

衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じてください。

- ①従事者の清潔の保持・健康状態の管理
- ②施設、施設内設備・備品の衛生的な管理
- ③感染症の防止、まん延の防止

(6)個人情報の取扱いについて(秘密保持)

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことを禁じています。その職を退いた後も同様とします。

また、訪問型サービスAの介護予防ケアマネジメントについては、「ケアマネジメントA」により、実施します。「ケアマネジメントA」は、サービス担当者会議の開催が位置づけられており、サービス事業者は、利用者や家族の個人情報を取り扱うこととなるため、あらかじめ、利用者から個人情報取扱いの「同意」を得る必要があります。(同意の様式は任意です。)

(7) 緊急時等の対応、業務継続計画の策定、虐待の防止について

○緊急時の対応

緊急時等の対応について、指定事業者は「出雲市介護予防事業・日常生活支援総合事業 第1号事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に基づき、緊急時の対応や事故発生時の対応等について、必要な措置を講じてください。

○業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時等において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し必要な措置を講じてください。

○虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じてください。

(8) 設備等について

サービスの提供に必要な場所の確保、設備、備品を備えてください。

なお、事業費で購入した備品について、事業終了後は事業者に戻属することとします。

(9) その他

運営等に係る留意事項等の詳細については「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を確認してください。

5. 訪問型サービスAの事業所指定について

(1) 訪問型サービスAの指定申請について

指定に必要な書類につきましては、出雲市のホームページに掲載しています。訪問介護従前相当サービス等において既に指定を受けている事業所についても、新規指定手続きが必要です。

なお、指定の効力は、指定申請をした市のみ適用(指定期間 6年間)されます。

(2) 指定申請に必要な書類

指定申請書、付表、その他添付書類

*詳細は、出雲市のホームページ掲載の情報を確認してください。

6. 関連する要綱等について

○総合事業の実施要綱

「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」

○事業所指定及び人員等に関する要綱

「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」

「出雲市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を提供する事業者指定に関する要綱」

*各要綱については、出雲市のホームページに掲載しています。

訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)評価票

氏名	年 月 日生(歳)	事業所名	
		記入者名	

本人の希望・目標 (初回 月 日)	
-------------------	--

実施計画(内容等)	特記事項
-----------	------

痛み・心理面の評価		初回・更新(月 日)	最終(月 日)
痛みの有無(VAS)	最も痛みを感じている部位 腰・膝・腕・肩・他()	0 5 10 ←痛みなし 最大の痛み→	0 5 10 ←痛みなし 最大の痛み→
	その他自由記載		
主観的健康観	よい まあよい ふつう あまりよくない よくない		

生活状況の評価項目	訪問型Aでの支援 があるものに○	初回・更新 (月 日)	最終 (月 日)	備考 (変化の状況等)
		1. 自立 2. 訪問Aで共に行う 3. 訪問A対応 4. 家族対応 5. 家族と共に行う		
居室等の掃除				
トイレ掃除				
風呂掃除				
ゴミ出し・分別				
洗濯・洗濯干し				
調理				
買物				
目標の達成状況・意見・コメント (最終 月 日)				
事業またはサービスの継続の必要性		□なし(終了)		□あり(継続)